

感雑向綿

日野町長 藤澤 直広

今年は申年。還暦を迎えました。昭和31年1月7日雪がちらつく夕刻に家での出生。電話も車もなく自転車での下迫の産婆さんの「おはるさん」に連絡し無事にとりあげていただきました。水道もガスもなく、おくどさんで釜を炊き産湯を使用しました。茅葺屋根の家屋は夏は涼しいけれど冬は寒い。屋根裏のツシに割り木や柴を蓄え火鉢で暖をとっていました。

12才の申年は昭和43年。日野西中学校（現在の内池団地）へ入学。南比都佐小学校では「直広ちゃん」と呼ばれていました。が、必佐小学校の友達には「藤澤くん」。通称は「なおひろ」の「な」をとって「なべさん」「なべ」と呼ばれました。教室の暖房は豆炭を燃やすダルマストーブ。弁当箱は火鉢の入った保管庫で温めました。覚えていいること、陸上部の雨天練習で、木造校舎の廊下をバタバタと走り、先生に怒られたこと。

24才の申年は昭和55年。滋賀県庁に就職し3年。仕事は「び

わこ国体」の開催準備。職場では万年筆で書類を書き計算はソロバンでした。昼休みに近江大橋までランニングをしていました。36才の申年は平成4年。県庁の職員組合の専従執行委員になり職員の労働条件改善の運動とともに「びわこ空港建設の是非を問う住民投票を求める直接請求署名」の運動にも参加しました。県の職場をまわり多くの県職員の先輩や仲間と出会えたことが今でも大きな宝になっています。

48才の申年は平成16年。町民の皆さんと日野町の合併問題に取り組み、日野町と蒲生町の合併を白紙に戻すことを公約に選挙、町長に就任させていただきました。

そして、今年は還暦。日野町が60周年を迎え、さらに歩みを進められることは素晴らしいこと。60年前から社会の状況は大きく変わりましたが、人々が家族や地域をこよなく愛し、まじめにコツコツと生きてきたことは今も変わりません。ふるさと日野に誇りと愛着をもって、さらに元気で温かい町、住み続けたい町、住んでみたい町をつくるために力を合わせたいと思います。

住みよいまちづくりへの提案

アイデア・メッセージをお待ちしています



広報は、行政から皆さんへと情報をお伝えするだけでなく、皆さんからのアイデアやメッセージをいただき、まちづくりに生かしていくことも大切です。

誰もが住みやすいまちにしていけるためにも、皆さんと行政との声のキャッチボールを大切にしていきます。これからも皆さんの「声」をお待ちしています。

- 5、8、11、2月(3か月に1回)、「住みよいまちづくりへの提案」をお寄せいただくためのハガキを「広報ひの」に掲載します
- ハガキに限らず、電話・封書・FAXなどで受け付けていますので、ご意見をお寄せください

【お願い】

- 提案に対する回答を郵送させていただきますので、氏名・住所(番地まで)を必ずお書きください。(名前や番地の掲載がない場合などは、匿名扱いとなり、お返事できませんので、ご了承ください)
- 寄せられた提案は、町長はじめ担当課職員が熟読させていただきます。出来る限り町政に生かせるよう、十分に検討したうえで回答させていただきますので、回答までに時間がかかることがあります。
- お寄せいただいた提案は、「広報ひの」に掲載させていただきます場合があります。その際に氏名の掲載はいたしません。
- 担当課ですぐにお答えできるような質問については、電話でお答えする場合があります。

キリトリ
郵便はがき

5 2 9 1 6 9 0

日野町河原一丁目1番地
日野町役場

「住みよいまちづくりへの提案」係行



料金受取人払郵便



差出有効期限
平成28年3月
31日まで

(切手を貼らずに
お出しください)



家族そろって加入しましょう

交通災害共済は、2月から申込みを受付します。

◆年間掛金 一人 500円 ◆通院1日から見舞金2万円支給

●交通災害共済制度

一人ひとりがわずかな掛金を出し合い、交通事故にあわれた方に、見舞金をおくるため、県内市町が構成している共済制度です。

●加入できる方

日野町に住民登録をされている方、または町内に勤務、在学している方
※他市町で加入される方は、重複して加入することはできません。

●加入手続き

配布しています申し込み用紙に必要事項を記入のうえ、掛金を添えて各区长・町代さんへ申し込みをしていただくか、住民課生活環境交通担当へ直接申し込みをお願いします。

●共済期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間（4月1日以降に申し込みをされた場合は、その翌日から平成29年3月31日まで）

●対象となる事故

国内の一般道路上で（道路として機能している場所、不特定多数の方

が出入りできる駐車場など）自動車・バイク・自転車等の運転中に発生した交通事故または、これらの車両による交通事故。

※飲酒運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合には災害見舞金は支給できません。



●交通災害共済見舞金の請求と期間

請求は、加入者証、見舞金請求書（様式は住民課生活環境交通担当にあります）と印鑑、医師の診断書、交通事故証明書をお持ちのうえ、住民課までお越しくください。請求期間は交通事故に遭われた日から2年以内です。

詳しくは担当までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

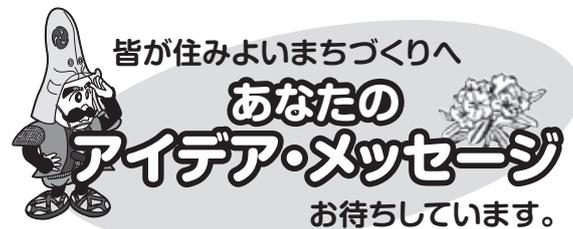
住民課 生活環境交通担当
☎6578

自衛官等採用試験のご案内

募集種目	一般幹部候補生	予備自衛官補
応募資格	【大卒程度試験】 22歳以上 26歳未満の方 【院卒者試験】 修士課程修了者等（見込含）で、20歳以上28歳未満の方	【一般公募】 18歳以上 34歳未満 【技能公募】 18歳以上で国家免許資格などを有するもの
受付期間	3月1日（火）～ 5月6日（金）	4月8日（金） まで
試験期日	【1次】 5月14日（土）、15日（日） （15日は飛行要員のみ） 【2次】 6月14日（火）～17日（金） のうち1日 【3次は飛行要員のみ】 受験案内時にお知らせ	4月15日（金）～ 19日（火）のうち 1日
待遇等	特別職国家公務員	非常勤の特別職 国家公務員

詳細については下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先 自衛隊近江八幡地域事務所 ☎32103



皆が住みよいまちづくりへ

あなたの

アイデア・メッセージ

お待ちしております。

住所	〒		
氏名		電話	